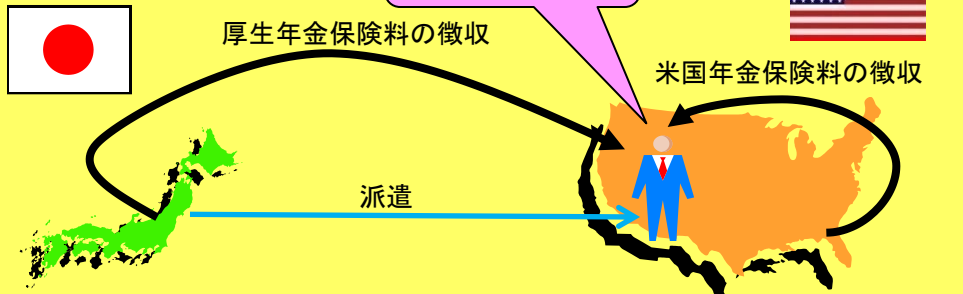


社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際的な人材交流の活発化に伴う年金等問題の解決

○ 協定発効前

【二重負担の問題】

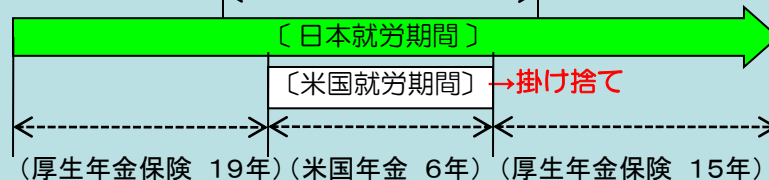


○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

【保険料の掛け捨ての問題】

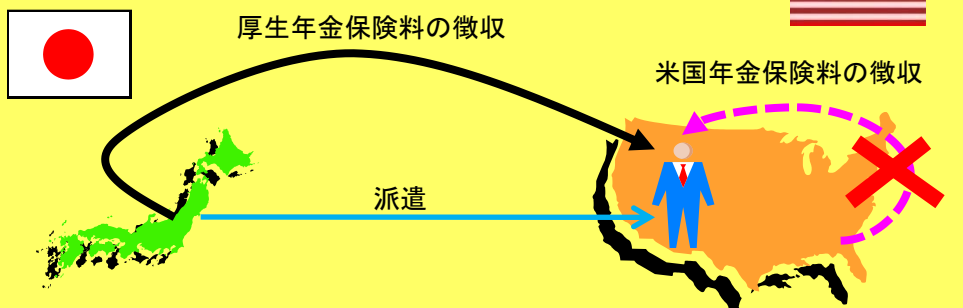
…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)



○ 協定発効後

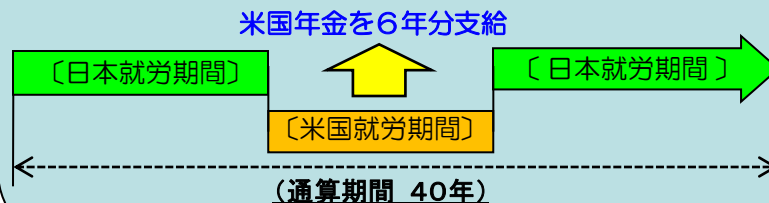
【二重加入の防止】



○ 派遣期間が5年以内のときは日本の制度にのみ加入し、米国制度の加入義務を免除（原則は就労国で適用）。

【両国の加入期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。

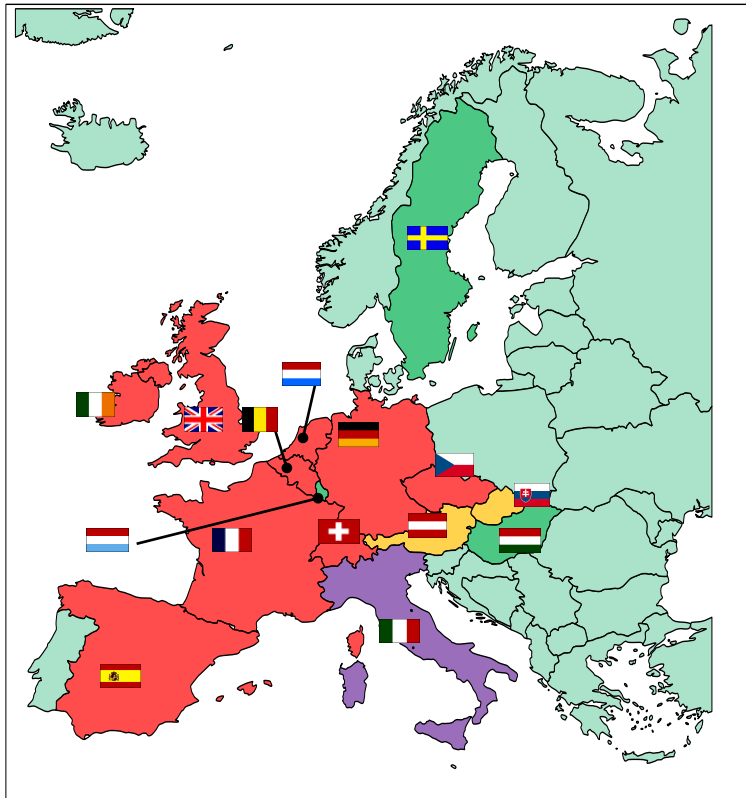
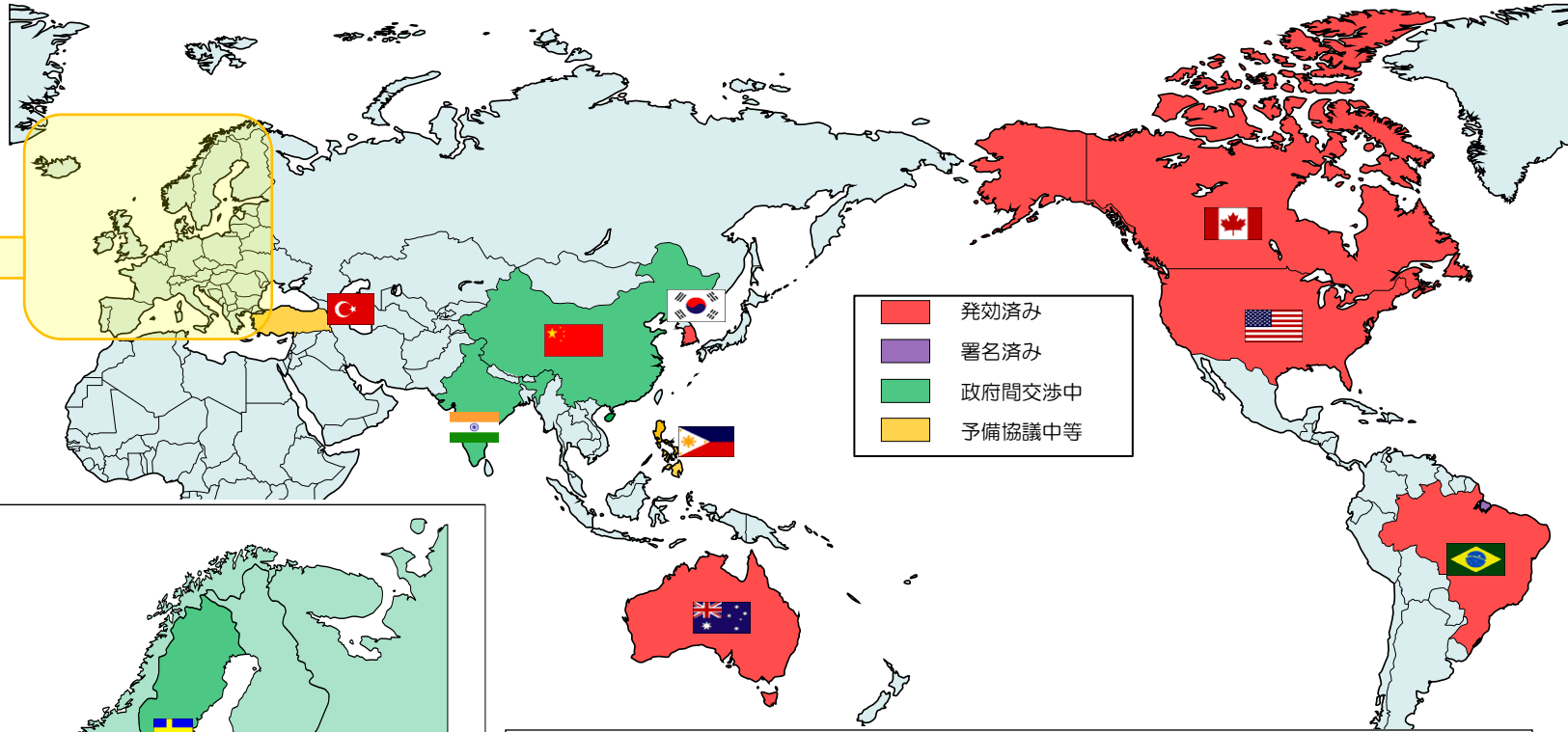


○ 日本が社会保障協定を締結(発効済み)している国(14カ国):ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス

※ 米→日への派遣の場合も同様。

社会保障協定の締結状況

2012年4月2日現在



(1) 発効済み 14カ国

ドイツ	平成12年 2月発効	フランス	平成19年 6月発効	スペイン	平成22年12月発効
イギリス	平成13年 2月発効	カナダ	平成20年 3月発効	アイルランド	平成22年12月発効
大韓民国	平成17年 4月発効	オーストラリア	平成21年 1月発効	ブラジル	平成24年 3月発効
アメリカ	平成17年10月発効	オランダ	平成21年 3月発効	スイス	平成24年 3月発効
ベルギー	平成19年 1月発効	チェコ	平成21年 6月発効		

(2) 署名済み 1カ国

イタリア 平成21年 2月署名

(3) 政府間交渉中 5カ国

ハンガリー	平成22年10月第3回政府間交渉実施	スウェーデン	平成23年10月第1回政府間交渉実施
ルクセンブルク	平成23年 2月第2回政府間交渉実施	中国	平成24年 3月第3回政府間交渉実施
インド	平成24年 2月第3回政府間交渉実施		

(4) 予備協議中等 4カ国

オーストリア	平成23年 3月第2回当局間協議実施	フィリピン	平成23年 6月第2回作業部会実施
スロバキア	平成23年11月第3回当局間協議実施	トルコ	平成24年 2月第1回作業部会実施